# 対象物の絞り込みの流れ

- 1. 洗い出した対象物を発生段階に着目して<u>「廃棄物等」</u>と<u>「使</u>用済み物品」に区分
- 2. 区分ごとに処理過程のどの段階で保管されるのかを整理
- 3. 対象物ごとに、どの段階の保管で<u>重大事案化するおそれがあ</u>るのかを、「取り扱い状況」と「規制・運用状況」から整理
- 4. 対象物の絞り込み(整理表)

#### 対象物の区分

#### 【洗い出しの観点】(第1回検討会議)

多量に発生する廃棄物

無機性汚泥 有機性汚泥 家畜ふん尿 動植物性残渣 木くず がれき類 ガラス・コンクリート ・陶磁器くず 廃プラスチック類 有価物か廃棄物かの判断が難しいもの

廃棄物を処理したもの (市場性が乏しいもの)

堆肥原料

木くずチップ

製品としての使用を 終了したもの

タイヤ プラスチック製品 金属製品 等

#### 【発生段階での区分】

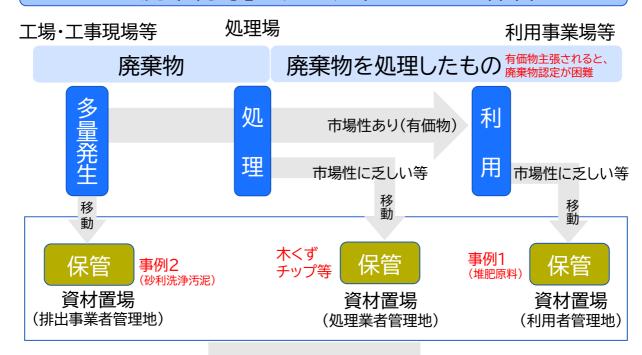
廃棄物及び廃棄物を処理したもの(廃棄物等)

処

理!

使用済み物品

# 「廃棄物等」の処理過程における保管



大量保管によりに重大事案化するおそれ

対象物ごとに「取り扱い状況」と「規制・運用状況」から整理



規制 連用状況 況

再生土等

処 理 法 物 排出者責任に基づく処理

- ○関係法令(※)はあるが、保管の規制や利用を促進する仕組みはない
- ※砂利採取法は、事業に必要な設備の設置等を規制 河川法は河川区域、農地法は農地での行為を規制

−部の汚泥は排出事業者による保管が長期化し、処理が進んでいない。再生土等 の市場が乏しいことや、移動や保管場所を把握する仕組みがないことから、重大事 案化するおそれがある(第1回検討会の事例2)

### 有機性汚泥(下水道汚泥など)

処理場 下水処理場等 セメント セメント (許可業者) 取り扱 長期間保管 発 焼 しない 成 生 い状況 畑利 等用 堆 保管 発生量37万t/年 肥化 <del>体</del>管 熟成 減量後搬出量 4万t/年

#### 下水道汚泥など(廃棄物)

堆肥·堆肥原料

規制·運用状況

下 下水道管理者の責務 水 ・汚泥等の適正処理義務 道 ・地方公共団体が下水道管理者 法 として管理

処廃 理棄 法物 排出者責任に基づく処理 ○関係法令(※)はあるが、保管規制や 利用促進の仕組みはない

※肥料の品質の確保に関する法律 生産、販売をそれぞれ国、県に登録

堆肥・堆肥原料の移動や保管場所を把握する仕組みや、利用を促進する仕組みがないことから、重大事案化するおそれがある(第1回検討会の事例1)

# 家畜ふん尿



動物のふん尿(廃棄物)

堆肥·堆肥原料

規制·運用状況

つ物法

排家管理の適正化

- ・畜産農家に処理・保管に係る基準の遵守を義務づけ
- ・県は巡回指導を行い、管理状況を確認

利用促進

- ・県が計画を策定
- ・堆肥需給のマッチング

理棄 排出者責任に基づく処理 法物

利用までの切れ目ない規制と、施策的な利用の創出により、重大事案化するおそれ が低い

#### 動植物性残さ



#### 動植物性残さ(廃棄物)

堆肥·堆肥原料

規制 連用状況

食品関連事業者の役割 ・発生抑制、再生への取組 ・多量発生事業者の国への報告

・肥料等を行う事業者の登録制度

・再生利用計画の認定制度

処 理 注 物 排出者責任に基づく処理 ○関係法令(※)はあるが、保管規制や利用促進 の仕組みはない

※肥料の品質の確保に関する法律 生産、販売をそれぞれ国、県に登録

堆肥・堆肥原料の移動や保管場所を把握する仕組みはなく、利用を促進す る仕組みが十分でないことから、重大事案化するおそれがある(事例1)

### 木くず

取り扱 い状況

発電所 処理場 解体現場等 (許可業者) 工場等 資材置場 資材置場 (元請管理地) (許可業者管理地) 発 利 破砕 保管 保管 生 発生量 用 木くず 燃料 届出数 9.8万t/年 建材原料 チップ 33力所

#### 木くず(廃棄物)

木くずチップ

規制 連 角状況 イクル法 建設リサ 発生時における規制 ·解体工事届出、事業者登録

·分別解体義務

-部の再生物の利用促進 ・公共事業での率先利用

(木質ボード等)

処 理 策 法 物 排出者責任に基づく処理 事業場外保管の規制

・建設廃棄物の保管届出(300m2以上)

木くずチップについて、燃料等の需要変動により保管が長期化して重大事案化す るおそれがある

### がれき類



#### がれき類(廃棄物)

再生砕石等(有価物)

規制·運用状況

イ建 発生時における規制 ク設 ・解体工事届出、事業者登録 法サ ・分別解体義務 再生物の利用促進・公共事業での率先利用

処廃 排出者責任に基づく処理 理棄 事業場外保管の規制 法物 建設度棄物の保管屋出(200n

<sup>570</sup>・建設廃棄物の保管届出(300m2以上)

利用までの切れ目ない規制と、再生砕石等の施策的な利用の創出により、重大事案化するおそれが低い

# ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくず

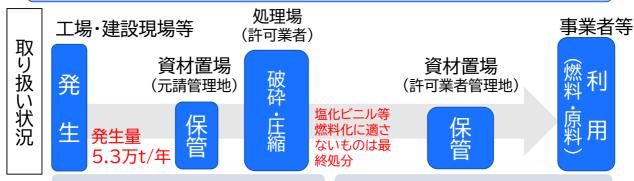


規制·運用状況

処廃 排出者責任に基づく処理 理棄 事業場外保管の規制 法物・建設廃棄物の保管届出(300m2以上)

建設資材等の市場性が乏しく、保管が長期化して重大事案化するおそれがある

# 廃プラスチック類



#### 廃プラスチック類(廃棄物)

燃料·再生原料

規制·運用状況

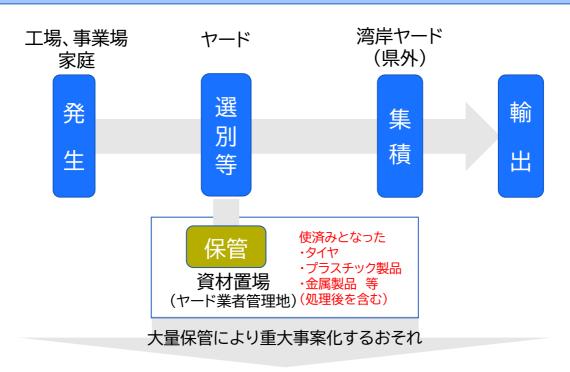
進源チプ 資源循環による適正処理促進 法循ッラ・プラスチック使用製品の設計指針 環クス・製造事業者等の自主回収・再資源化 促資・排出事業者の排出抑制・再資源化

処廃 排出者責任に基づく処理 固理 事業場外保管の規制 ・建設廃棄物の保管届出(300m2以上)

固形化燃料への保管基準の適用 発火等を防止するための措置

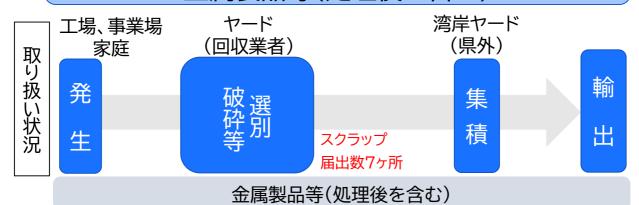
燃料・再生原料は、外国政府による輸入禁止措置により輸出が滞り、大量保管されるおそれがあるが、移動や保管場所を把握する仕組みはなく、重大事案化するおそれがある

# 「使用済み物品」の処理過程における保管



対象物を「取り扱い状況」と「規制・運用状況」から整理。

# 使用済みタイヤ、プラスチック製品、 金属製品等(処理後を含む)



規制·運用状況

使用済み電化製品等(※)の保管・処理の適正化

- ・届出、保管・処分に係る基準の遵守を義務づけ
- ・県は随時、監視パトロールを実施
- ※電動ミシン、電子レンジ、電気アイロン等

使用済み電化製品等は保管基準等があるがその他の物品には基準がなく、また、外国政府による輸入禁止措置により輸出が滞り、大量保管されるおそれがあるが、移動や保管場所を把握する仕組みはなく、重大事案化するおそれがある

#### 対象物の絞り込み(整理表)

		廃棄物等		使用済み物品 (廃棄物以外)
絞り込み の結果	対象物	<ul> <li>・汚泥(無機、有機)、 ・動植物性残渣</li> <li>・ <del>家畜ふん尿</del> ・木くず ・ <del>がれき類</del></li> <li>・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず</li> <li>・廃プラスチック類</li> </ul>		<ul><li>・使用済タイヤ</li><li>・使用済プラス</li><li>チック製品</li><li>・金属製品</li><li>等</li></ul>
	行為	<u>排出事業者による</u> 産 業廃棄物の <u>事業場外</u> への <mark>移動や保管</mark>	中間処理業者や利活 用者等による <u>中間処</u> 理後物の <mark>移動や保管</mark>	<u>回収業者による</u> <u>保管・処理</u>
重大事案化 のおそれの 観点		排出事業者による行 為は把握が困難	一旦処理された物は、 有価物主張されると、 廃棄物認定が困難で、 重大事案化するおそ れ	保管に係る基準はな く、指導困難 廃棄物認定が困難で、 重大事案化するおそ れ